

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（その他のかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）10 月 5 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他のか ご漁業	別記 1 のとお り	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市天草町大江に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）10 月 7 日から令和 8 年（2026 年）10 月 16 日まで

3 備考

- （1）この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 10 年（2028 年）11 月 30 日 までとする。
- （2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - 2 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

別記 1

操業区域（天草町地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界